

審議会等会議録

審議会等の名称	平成18年度 第2回山口市環境審議会
開催日時	平成19年 1月30日(火曜日) 14:00 ~ 15:40
開催場所	山口市役所3階 第2委員会室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	中西会長、糸原委員、伊原委員、上重委員、遠藤委員、岡本委員、水津委員、中川委員、藤原委員、船越委員、前田(哲)委員、前田(幸)委員、山本委員 (13人)
欠席者	奥山委員、渡辺委員 (2人)
事務局	環境部：上野部長、坂理事、勝屋理事、益本次長、増田室長補佐 環境保全課：石津課長、山根主幹、田中主査、富永主査、杉山主事 ごみ減量推進課：西村主幹 日本水工設計㈱：今井課長、宮崎主任 (13人)
議題	1. 山口市環境審議会廃棄物埋立処理研究部会の開催報告 2. 山口市にふさわしい環境への負荷が少ない一般廃棄物最終処分場の施設・設備について(中間取りまとめ) 3. その他
内容	配付資料に沿って事務局より説明の後、審議が行われた。 ■委員からの主な質問、意見等 ●処分場に何が入るかについて再確認したい。一般の廃棄物として出てくるものの中で、どの程度どうなっているか基本的なことを確認したい。 <事務局> 排出されるごみは、可燃物、不燃物、資源物の大きく3つに分けられる。資源物は、紙、ペットボトルや缶・びんなどの山口市がリサイクルを進めているもの。可燃物は清掃工場で焼却しているもの。不燃物は現在、神田の最終処分場で埋立処分をしているが、建設を進めている(仮称)山口市リサイクルセンターで中間処理して、鉄とアルミや一部電気コードの銅線などを回収し、リサイクルに回して有効活用していきたいと考えている。破碎された残渣については、可燃物と不燃物に分けて、プラスチックなどの可燃物は清掃工場で焼却、陶磁器、ガラスや鉄・アルミ以外の金属などは埋立物として、計画している最終処分場へ持ち込まれることになる。 中間処理施設の完成は平成20年度を目標に進めているので、完成以降は中間処理施設で選別されたものや家庭で使用されたブロックや煉瓦などを最終処分場へ埋立てる計画である。 清掃工場でも可燃物を焼却した後に残る焼却灰は、一般的には埋立てられるが、

山口市の焼却灰は最終処分場に埋立てずに、セメントの原料化ということでリサイクルをしており、最終処分場へ持ち込む予定はない。

●心配なのは、不燃物といえども可燃物が混ざってくる可能性もあるが、施設的设计の中で対応できると考えて宜しいか。

<事務局>

排出時に分別が完全に出来ているということは難しく、製品の関係上、鉄、アルミやプラスチックなどの複合素材で作られているものは家庭からの排出時に分別できず、機械の分別についても100%という事はないので、安全面を考えて、そのようなものが混入しても対応できるような施設計画等を考えている。

●最終処分場で一番大事なのは、どこに造るかということで、住民の合意を得ないといけない。住民を説得できる施設でないはずということ、そこにゴミがあるといえるということと、また、そこに維持されるということの2つが大切なので、この2つについて考えていきたい。

●どこに施設を持っていても苦情が出ないというような施設を考える必要がある。この答申の中には、貯留構造物についてはクローズド型の処分場が望ましいと書かれているが、今は市当局としてクローズド型を想定されているのか。

<事務局>

基本的には、答申を踏まえて対応したいと考えている。また、クローズド型も含めて検討することも必要と考えている。

●発生ガス抜き施設について、「発生ガスを速やかに大気放散させ」と書いてあるが、市の考えとして、一次処理をしたガスを大気放散するという考えはないのか。ガスによっては燃焼させることも可能であり、何かに吸着させることも可能であると思う。

<事務局>

ガスの種類によって色々な処理の仕方があるので、どのような埋立物によってどのようなガスが発生するかということで対処方法を考えるべきだと思う。ただ、国の指針、基準については、ガス抜きの施設が埋立地から発生するガスを速やかに排除させると同時に、空気を取り入れるという役割も備えており、準好気性埋立であり、分解を早くするという施設を計画している。

なお、山口市では原則、有機物を含んだごみを埋立てない考えなので、発生ガスは微量と考えられる。今後の計画の中でどのように対処するかについての具体論は検討することになると思う。

●先ほども質問があったが、どこの場所に造るかということ、いかに市民の合意形成を得るかということが一番難しいと思う。市民感情として、技術的に100%大丈夫と言われても、1%でも変なことが起こると困ることになるので、その中でどのように合意形成を得るか、どの場所に造るかということで、市民及び予定地住民への説明責任の中で、予定地域を決めるプロセスについて、最初に行政が決めてそれを降ろすのではなく、市民が考えながら場所を決めていくというような

プロセスを新たに提案するというような文言が入ってきても良いのではないかと
思う。

●施設の規模はどれくらいの物が必要かということと、やはりイメージ図が欲しい。水処理施設については、国の指針があり、更に厳しい基準と書かれているが、
どれくらいの値を考えているのか、もう少し考えてはどうかと思う。

<事務局>

施設の規模について、今は7万m³で15~20年程度の使用が出来ると考えて計
画している。

●排水については、焼却灰が入らないということで一般的な他の施設に比べて原
水はきれいだろうという意見が部会であり、基準を守ることは可能だろうと部会
の中では整理した。

●住民のことを考えて、不安を取り除くことを考えるとクローズド型にすべきで
あるということの方が説得力があると思うが、市の方はどのように考えているの
か。

<事務局>

市としては、審議会あるいは部会の御意見は尊重して事業を進めて行きたいと
考えている。ただ、コスト面がどうなのかということもあるが、皆様方の自由な
御意見を賜りたいと思う。

●部会案でクローズド型が望ましいとなっているが、後のプロセスで場所を設定
するときに、住民の方と十分な議論をする過程の中で出てくる意見を尊重するこ
とになるため、審議会としてはこの書き方でも宜しいのではないか。

説明責任について、最終処分場建設場所の決定のプロセスの中で、最初の候補
地の予定などは、特定の方をお呼びするというのは具体的には難しいのではない
か。

●ごみの流れはどのようになっているのか。また将来の見込みはどうか。計画で
は7万m³だが、現状ではどれくらいの埋立物があるのか。それと、処分場の管理
の問題だが、入れる物については厳しい対応をする必要があると思う。造った以
上キチンと管理することが必要ではないか。

●廃棄物として埋立てるものを厳選するということが必要だろう。

●最終処分場に至るまでの中間処理が難しいのではないだろうか。

●以前は、不燃物の中に可燃物が入っていたりしたが、これからは、そのような
物は受け入れない、徹底的に改善していくということが必要と思う。

●市民の理解を得るには、やはり早い段階から先進施設を視察すべきだと思う。
百聞は一見にしかずで、現在の市の処分場と比べると全然違うので、是非市民の
代表の方にこのような施設を見せることが必要と思う。

●市民の代表の方は見られるが全員は不可能なので、そのあたりをどうするのか
ということ。一番問題は最終処分場をどこかに決めないといけないが、そのプロ
セスをどうするかということ。

●最終処分場は都市計画上の施設となるのか。その場合は都市計画審議会で最終決定するということになると思うが、そのような理解で宜しいか。

<事務局>

最終処分場については、法的には必ずしも都市施設には該当しない。山口県でも都市施設の扱いはしていない。ただ、限定的に水処理設備だけを都市施設として都市計画決定する自治体はある。

●新たな合意形成のシステムを作ろうと思えば作れるのか。それとも市民の意見を代表するのは議会であり、議会の中において十分議論して頂くと同時に議論の中に市民参加が行われるという形になるのか。

●現在の制度では、処分場計画は担当部局がどこに造りたいと案を作って、それを議会などで審議するのではないか。

<事務局>

処分場整備のためには、予算の説明と同時にどういう理解を得たかという議論は議会ではなされると理解している。それと、先ほど御意見があった、ごみの現状と将来のフローについて資料があるので、配布させていただく。

(「山口市のごみ処理の現状と目標について」の資料を配付し説明を行った)

●現状は平成16年度の数値だが、その後埋立量は減っているのか。

<事務局>

平成17年度実績の数値では、神田最終処分場の埋立量は1万t(8千m³)程度が埋立てられたと記憶している。

●現状と目標の数値が大きく違うので、住民の方へ説明をするのに概算の話では本当なのかということにならないのか。

<事務局>

中間処理施設が稼働してからの計画なので、今現在や来年度については1万t程度が神田の処分場に入ることになる。

しかし、平成20年度以降は、破碎・選別によって資源物を回収したり、焼却施設で処理することによって、最終処分量は減少することになる。

また、大きく数値が異なるのは、産業関係の建設資材等があるが、今後は排除するというので計画しており、目標としては厳しいように見えるが達成することは可能と考えている。

今現在も実施しているが、神田の最終処分場は事業系廃棄物は年間何トンまでという搬入制限をしている。一般廃棄物処理基本計画の見直しの中で、平成20年度当たりを目指して、産業廃棄物については産業廃棄物の処理ルートに持って行って頂くということを大原則としたいと思っている。平成20年度は産業廃棄物関係について大きく見直しをし、平成21~22年度に市民の協力も頂いて分別等を進め、資源回収を行いながら平成23年度の目標値に近づけていこうと考えている。

●中間とりまとめの中の、施設の計画・設計というのは建てる場所が決まった後の話か。

	<p>●通常は担当部局で予定地決定後、建設計画の原案を造り、それから設計ということになるのだろう。予定地決定の計画の段階からというのは、事例としてはない。住民の方の代表というのを決めるのも難しいし、このままでも宜しいか。</p> <p>●私はこれでも宜しいと思う。この審議会ではどの場所に造るかということは審議の対象になっていない。市が造ろうとしている処分場の施設の在り方がどうかということについて審議すれば宜しいと思う。</p> <p>●維持管理方法と情報開示について、モニタリングは、実際どのような方法で行っているのか。</p> <p><事務局></p> <p>浸出水の水質検査やガスの検査等が中心となっている。調査は専門の調査機関に委託している。また、神田処分場については水質検査結果を地元自治会との協定に基づいて報告をしている。</p> <p>基本的には、国において一般廃棄物最終処分場の維持管理基準が定められており、それに基づいてモニタリングをする必要がある。関係地域との環境保全協定や放流する場合は、放流先の利水者との協定などを国の基準以外で個別に結びながら環境保全を行っている自治体がある。山口市においても、新しい処分場の建設場所によっては、同様の協定を結ぶことも必要であると考えられる。近年では埋立中だけでなく、工事中のモニタリングをすることもある。</p> <p>●施設が完成して埋立中の粉塵の規制というのはないのか。</p> <p><事務局></p> <p>埋立作業中の粉塵の規制については、最終処分場が粉塵発生施設としての特定施設に該当するかどうかだが、現在の法規制では粉塵発生の特定施設に該当しない。しかし、埋立内容物や埋立方法、周辺土地利用状況などにより対応することも必要と考えている。今回の中間取りまとめでクローズド型の最終処分場に近い形が望ましいとあるが、クローズド型の処分場になると、周辺への影響は通常の処分場に比べると対策が容易。</p> <p>●最終処分場についても環境アセスメントをするだろうが、いろいろな細かいデータ等を用いて予測もやるので、そこでしっかりと考えることが必要。</p> <p>(会長から、審議会では答申(案)の原案どおりで大体良いということについて委員に確認をした)</p> <p><事務局></p> <p>本日の意見を取りまとめて、再度、埋立処理部会へ返していきたいと思う。内容については会長と事務局で調整したい。再度、部会で図って確認していただき、3月に審議会を開催して最終答申(案)を確認いただいた後、答申という形で審議会のまとめをさせていただきたいと思っている。</p>
<p>会議資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回山口市環境審議会次第及び席次 2. 第2回山口市環境審議会配付資料 3. 山口市のごみ処理の現状と目標についての資料(追加配付)

問い合わせ先

環境部 環境保全課 環境企画担当

TEL 083-941-2180